

環境農林水産常任委員会資料

目 次

I 予算議案

【議案第1号】令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）

1 令和2年度環境森林部歳出予算（課別）	1
2 繰越明許費補正（追加）	2
3 繰越明許費補正（変更）	2
4 債務負担行為補正（追加）	2

II 特別議案

【議案第19号】公の施設の指定管理者の指定について （宮崎県川南遊学の森）	3～5
【議案第20号】公の施設の指定管理者の指定について （宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）	6～8
【議案第21号】公の施設の指定管理者の指定について （宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）	9～11
【議案第22号】公の施設の指定管理者の指定について （宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設））	12～14

III その他報告事項

1 第四次宮崎県環境基本計画（素案）について	15～19 及び別添資料1
2 第八次宮崎県森林・林業長期計画（素案）について	20～23 及び別添資料2
3 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例について	24
4 第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）の取組状況	25～30
5 第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の骨子について	31～33

令和2年12月3日

環 境 森 林 部

I 予算議案

【議案第1号】 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)

1 令和2年度環境森林部歳出予算(課別)

(単位：千円)

会計名	課名	令和2年度			令和元年度	
		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 C=A+B	6月補正後 予算額	最予 算終 額
一般会計	環境森林課	3,354,371	0	3,354,371	3,344,133	3,211,861
	環境管理課	374,956	0	374,956	425,377	378,525
	循環社会推進課	879,381	0	879,381	1,877,526	2,142,681
	自然環境課	4,332,459	322,481	4,654,940	4,730,322	4,559,836
	森林経営課	8,974,470	0	8,974,470	8,631,003	8,471,427
	山村・木材振興課	4,481,437	0	4,481,437	4,329,187	3,713,181
	小計	22,397,074	322,481	22,719,555	23,337,548	22,477,511
特別会計	環境森林課	395,129	0	395,129	380,952	323,360
	山村・木材振興課	831,743	0	831,743	883,290	877,267
	小計	1,226,872	0	1,226,872	1,264,242	1,200,627
合計	23,623,946	322,481	23,946,427	24,601,790	23,678,138	

2 繰越明許費補正(追加)

【議案第1号関係】

主管課	事業名	繰越額 (千円)	完成予定年月日	繰越理由
環境森林課	ひなもり台県民ふれあいの森等管理事業	58,354	令和3年5月31日	工法の検討に日時を要したことによるもの。
	小計	58,354		
自然環境課	自然公園等整備事業	32,620	令和3年6月30日	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。
	小計	32,620		
合計		90,974		

3 繰越明許費補正(変更)

【議案第1号関係】

主管課	事業名	繰越額(千円)		完成予定年月日	繰越理由
		補正前	補正後		
		金額(千円)	金額(千円)		
自然環境課	山地治山事業	822,943	846,943	令和3年12月25日	工法の検討等に日時を要したことによるもの。
	小計	822,943	846,943		
森林経営課	地方創生道整備推進交付金事業	270,989	290,989	令和3年11月30日	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。
	山のみち地域づくり交付金事業	118,957	286,357	令和3年12月25日	工法の検討等に日時を要したことによるもの。
	小計	389,946	577,346		
合計		1,212,889	1,424,289		

4 債務負担行為補正(追加)

【議案第1号関係】

事項	期間	限度額
		千円
(環境森林課) 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営委託費	令和2年度から 令和5年度まで	89,415
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営委託費	令和2年度から 令和5年度まで	8,313
宮崎県川南遊学の森管理運営委託費	令和2年度から 令和5年度まで	20,937
(森林経営課) 宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)管理運営委託費	令和2年度から 令和5年度まで	91,329

II 特別議案

【議案第19号】 公の施設の指定管理者の指定について (宮崎県川南遊学の森)

環境森林課
みやぎきの森林づくり推進室

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県川南遊学の森
- 設置目的 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県緑化推進機構
- 現指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

公益社団法人宮崎県緑化推進機構 理事長 谷口 義信

宮崎市宮田町10番28号

職員数 8人（非常勤職員3人含む。）

- 事業内容
- ① 緑の募金の推進及び緑の募金法第6条に規定する森林整備等に関する事業
 - ② 緑化及び森林整備の推進に関する事業
 - ③ 緑化思想の普及啓発に関する事業
 - ④ みどりの少年団の育成に関する事業
 - ⑤ 森林ボランティアの育成に関する事業
 - ⑥ 企業・NPO等多様な主体による森林づくりに関する事業
 - ⑦ 自然体験及び森林環境教育に関する事業
 - ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 次期指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 申請者 公益社団法人宮崎県緑化推進機構

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授）
	黒田 喜一郎（綾の里山を守る会 事務局長）
	川上 和枝（森林環境教育推進員）
	古田 栄子（日本ネイチャーゲーム協会公認インストラクター）

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林課長 森林経営課長 みやぎの森林づくり推進室長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針 県が示した管理運営基準に対する理解及び対応	10
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 利用者増への取組みに関する対応 具体的な管理運営方法 指定管理者の業務に対する意欲 施設の維持管理計画 主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	34
経費の縮減等	指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	10
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保 職員の能力育成 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 過去の類似事業の実績、評価 安全管理及び緊急時の体制、対応 事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	40
地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮 障がい者の就労支援への対応	6
合計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県緑化推進機構：371.7点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県緑化推進機構：68.9点

③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進や利用者増に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	年額	指定期間(3年)計
指定管理料提案額	6,962	20,886
基準価格 (提案額との差)	6,979 (-17)	20,937 (-51)
今期の指定管理料 (提案額との差)	H30 6,560 (+402)	19,923 (+963)
	R元 6,681 (+281)	
	R2 6,682 (+280)	

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入(a)	6,962	6,962	6,962
指定管理料	6,962	6,962	6,962
支 出(b)	6,962	6,962	6,962
人件費	3,832	3,832	3,832
報償費	199	199	199
旅費	52	52	52
需用費	512	512	512
役務費	529	529	529
使用料及び賃借料	100	100	100
保険料	79	79	79
委託料	1,376	1,376	1,376
その他管理費	283	283	283
収支差額(a-b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等 ※下線部分は新たな提案

- ① 施設に設置したアンケート箱や主催講座の参加者に対するアンケート調査、講師や一般来場者からの聞き取りによる利用者ニーズの把握
- ② 川南遊学の森専用HP、新聞、テレビ、ラジオでの積極的な情報発信や県内の教育関係機関へのチラシ配布などの積極的な広報活動
- ③ 施設利用者へのアンケート等に基づき、希少植物等が生息する水辺などでは画一的な草刈りを行わず、自然環境の保全に配慮した維持管理を実施
- ④ 専属の担当職員の配置による効率的で的確な運営
- ⑤ 県民向けに季節ごとの魅力や散策コースのHPによる発信
- ⑥ 参加希望者が多い主催講座は、新型コロナウイルス感染症防止のため午前と午後に分けて実施
- ⑦ 主催講座において、機材・器具の適切な使用方法等を丁寧に説明するため、毎回2名の職員で対応

【議案第20号】 公の施設の指定管理者の指定について (宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森)

環境森林課
みやざきの森林づくり推進室

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 設置目的 県民の森林レクリエーション・保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- 現指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長 緒嶋 雅晃
宮崎市別府町3番1号

職員数 16人（嘱託含む）

- 事業内容
- ① 森林環境の育成、保全のため適正な森林整備に関する事業
 - ② 県産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
 - ③ 森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境学習の推進に関する事業
 - ④ 森林・林業・木材に関する最新情報を収集・提供し、県民に啓発活動を行う事業
 - ⑤ その他協会の目的を達成するために必要な事業

3 次期指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 申請者 公益社団法人宮崎県森林林業協会

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授）
	黒田 喜一郎（綾の里山を守る会 事務局長）
	川上 和枝（森林環境教育推進員）
	古田 栄子（日本ネイチャーゲーム協会公認インストラクター）

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林課長 森林経営課長 みやざきの森林づくり推進室長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応	10
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 利用者増への取組みに関する対応 具体的な管理運営方法 指定管理者の業務に対する意欲 施設の維持管理計画 主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	34
経費の縮減等	指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	14
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保 職員の能力育成 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 過去の類似事業の実績、評価 安全管理及び緊急時の体制、対応 事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	36
地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮 障がい者の就労支援への対応	6
合計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：407.6点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：79.0点

③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進や利用者増に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	年額	指定期間(3年)計
指定管理料提案額	29,500	88,500
利用料金収入提案額 (平均額)	23,360	70,080
基準価格 (提案額との差)	29,805 (-305)	89,415 (-915)
利用料金収入 (提案額との差)	22,831 (+529)	68,493 (+1,587)
今期の指定管理料 (提案額との差)	H30 28,780 (+720)	87,406 (+1,094)
	R元 29,313 (+187)	
	R2 29,313 (+187)	

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入(a)	51,900	53,460	55,020
指定管理料	29,500	29,500	29,500
利用料金	21,900	23,360	24,820
雑収入	500	600	700
支 出(b)	51,900	53,460	55,020
人件費	27,053	27,671	28,152
報償費	189	189	189
旅費	350	350	350
需用費	10,696	11,059	11,186
役務費	980	980	980
点検費等	1,020	1,020	1,020
使用料及び賃借料	1,448	1,448	1,448
保険料	475	490	500
委託料	6,588	6,798	6,888
負担金	80	80	80
その他	250	250	250
租税公課	2,771	2,861	2,983
県への利用料金納入額	0	264	994
収支差額(a-b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等 ※下線部分は新たな提案

- ① 県民ふれあいの森については毎週火曜日を除いて開園し、オートキャンプ場については冬期の休園(12月15日～3月14日の期間の毎週火曜日を除く)をなくして開園することで、年間を通してサービスを提供
- ② 県が整備を進めているWi-Fi施設を活用して、場所や時間を有効に活用する柔軟な働き方である「テレワーク」に対応できるよう環境整備を実施
- ③ 「SDGs(持続可能な開発目標)」の趣旨に賛同し、その目標達成に向けて、利用者に対する森林環境学習等を実施
- ④ 施設の有効利用と利用者の増加を図るため、各団体等(スポーツ団体、国立公園満喫プロジェクト、キャンプ用品店)と連携した主催事業等の開催
- ⑤ 「ひなもり台案内人」(施設内の動植物の解説や林業体験等の指導を行うボランティア)を活用した主催事業や森林・林業体験研修等の開催
- ⑥ 入場者名簿の作成や入場時の検温、利用者が触れる頻度の高い部分の消毒などの新型コロナウイルス感染症対策の実施
- ⑦ オートキャンプ場の各種割引料金の実施

【議案第21号】 公の施設の指定管理者の指定について (宮崎県諸県県有林共に学ぶ森)

環境森林課
みやざきの森林づくり推進室

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 設置目的 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- 現指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

- 公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長 緒嶋 雅晃
宮崎市別府町3番1号
職員数 16人（嘱託含む）
事業内容
- ① 森林環境の育成、保全のため適正な森林整備に関する事業
 - ② 県産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
 - ③ 森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境学習の推進に関する事業
 - ④ 森林・林業・木材に関する最新情報を収集・提供し、県民に啓発活動を行う事業
 - ⑤ その他協会の目的を達成するために必要な事業

3 次期指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 申請者 公益社団法人宮崎県森林林業協会

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授）
	黒田 喜一郎（綾の里山を守る会 事務局長）
	川上 和枝（森林環境教育推進員）
	古田 栄子（日本ネイチャーゲーム協会公認インストラクター）

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林課長 森林経営課長 みやぎの森林づくり推進室長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応	10
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 利用者増への取組みに関する対応 具体的な管理運営方法 指定管理者の業務に対する意欲 施設の維持管理計画 主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	34
経費の縮減等	指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	10
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保 職員の能力育成 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 過去の類似事業の実績、評価 安全管理及び緊急時の体制、対応 事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	40
地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮 障がい者の就労支援への対応	6
合計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：377.8点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：71.0点

③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の特徴を活かした具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	年額	指定期間(3年)計
指定管理料提案額	2,770	8,310
基準価格 (提案額との差)	2,771 (-1)	8,313 (-3)
今期の指定管理料 (提案額との差)	H30 2,585 (+185)	7,851 (+459)
	R元 2,633 (+137)	
	R2 2,633 (+137)	

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入(a)	2,930	2,930	2,930
指定管理料	2,770	2,770	2,770
雑収入	160	160	160
支 出(b)	2,930	2,930	2,930
人件費	1,788	1,788	1,788
報償費	36	36	36
旅費	28	28	28
需用費	691	691	691
役務費	86	86	86
使用料及び賃借料	30	30	30
委託料	87	87	87
租税公課	184	184	184
収支差額(a-b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等 ※下線部分は新たな提案

- ① 施設利用の増加を図るため、ホームページや新聞、テレビ、ラジオなど多様な媒体を活用した積極的な広報活動の展開
- ② これまでの主催事業等で得られた経験と参加者からの要望等を踏まえ、参加者ニーズに合わせた事業内容を行うとともに、豊かな森林環境を活かし、現地の様々な素材(草花、つる等)を使っての主催事業の開催
- ③ 地元の土地改良区やボランティアグループと連携した協働イベントの開催
- ④ 手洗い・消毒・「3密」を避ける・ソーシャルディスタンスの確保といった基本的な感染予防対策などの「新しい生活様式」を実践し、利用者の安心・安全を確保
- ⑤ 「SDGs(持続可能な開発目標)」の趣旨に賛同し、その目標達成に向けて、利用者に対する森林環境学習等を実施

【議案第22号】 公の施設の指定管理者の指定について (宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設))

森林経営課

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場))
- 設置目的 林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- 現指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日(3年間)

2 次期指定管理候補者

- 公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長 緒嶋 雅晃
宮崎市別府町3番1号
職員数 16人(嘱託含む)
事業内容 ① 森林環境の育成、保全のため適正な森林整備に関する事業
② 県産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
③ 森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境学習の推進に関する事業
④ 森林・林業・木材に関する最新情報を収集・提供し、県民に啓発活動を行う事業
⑤ その他協会の目的を達成するために必要な事業

3 次期指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月8日まで
- ② 申請者 公益社団法人宮崎県森林林業協会

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(施設所管部局及び指定管理者制度所管部局)	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎(税理士)
委員	高木 正博(宮崎大学農学部教授)
	黒田 喜一郎(綾の里山を守る会 事務局長)
	川上 和枝(森林環境教育推進員)
	古田 栄子(日本ネイチャーゲーム協会公認インストラクター)

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林課長 森林経営課長 みやぎの森林づくり推進室長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応	10
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 利用者増への取組みに関する対応 具体的な管理運営方法 施設の維持管理計画 指定管理者の業務に対する意欲 主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	34
経費の縮減等	指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	10
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	職員の能力育成 人員等の必要な体制の確保 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 過去の類似事業の実績、評価 安全管理及び緊急時の体制、対応 事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	40
地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮 障がい者の就労支援への対応	6
合計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：402.6点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：75.0点

③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	年額	指定期間(3年)計
指定管理料提案額	30,400	91,200
利用料金収入提案額	728	2,184
基準価格	30,443	91,329
(提案額との差)	(-43)	(-129)
利用料金収入	707	2,121
(提案額との差)	(+21)	(+63)
今期の指定管理料	H30 26,300	79,875
(提案額との差)	(+4,100)	(+11,325)
	R元 26,788	
	(+3,612)	
	R2 26,788	
	(+3,612)	

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入(a)	34,772	34,772	34,772
指定管理料	30,400	30,400	30,400
利用料金	728	728	728
食事代	2,408	2,408	2,408
研修材料代	1,000	1,000	1,000
クリーニング代	136	136	136
雑収入	100	100	100
支 出(b)	34,772	34,772	34,772
人件費	23,669	23,669	23,669
報償費	260	260	260
旅費	153	153	153
需用費	3,487	3,487	3,487
役務費	663	663	663
委託料	30	30	30
使用料及び賃借料	830	830	830
その他	3,250	3,250	3,250
租税公課	2,420	2,420	2,420
県への利用料金納付額	10	10	10
収支差額(a-b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等 ※下線部分は新たな提案

- ① 施設利用の増加を図るため、ホームページや新聞、テレビ、ラジオなど多様な媒体を活用した積極的な広報活動の展開。
- ② 森の科学館の窓口にアンケート用紙と回収箱を設置し、利用者からの感想や意見を収集するとともに、電話やファックス及び電子メール等による幅広い意見や要望の把握。
- ③ 県の管理規則で毎週月曜日となっている森の科学館の閉館日を、第1、第3月曜日(ただし、当該日が祝日の場合はその翌日)及び年末・年始(12月29日～1月3日)を除いて開館することによる、利用者の増加と利便性の向上。
- ④ これまでの主催事業等で得られた経験と参加者からの要望等を踏まえ、参加者ニーズに合わせた事業を行うとともに、豊かな森林環境と充実した研修施設を活かし、親子で楽しめる四季の特徴を活かした(薬草教室、夏休み親子昆虫教室等) 主催事業を「新しい生活様式」に対応して開催。
- ⑤ 中高生を対象に森林体験プログラムを作成し、森林林業学習を取り入れた宿泊研修や、みやざき林業大学校長長期課程受講生の昼食提供等による研修寮の利用拡大。

Ⅲ その他報告事項

1 第四次宮崎県環境基本計画（素案）について

環境森林課

(1) 概要

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
国内外の情勢の変化や複雑かつ多様化した環境問題に的確に対応するため策定
- 2 計画の性格と役割
「宮崎県環境基本条例」に基づく計画であり、宮崎県総合計画の部門別計画として位置づけ地球温暖化対策の推進に関する法律など5つの法律に規定された計画としても位置づけ
- 3 計画の期間
令和3年度から12年度までの10年。5年後を目途に見直し
- 4 対象とする環境
自然環境、廃棄物等の生活環境、自然とのふれあい等の快適環境、気候等の地球環境

第2章 本県を取り巻く諸情勢

- 1 自然・気候等の特性
本県の恵まれた自然、気候等について記載
- 2 社会経済の動向
本県の人口、産業構造、自動車保有台数等について記載
- 3 環境を取り巻く国内外の動向
前計画策定以降の本県を取り巻く国内外の主な環境情勢について記載
- 4 県民の環境意識
県民及び事業者アンケート調査の概要等を記載
- 5 本県環境の現状と課題
温室効果ガス排出量、廃棄物などの本県環境の現状と課題を総括的に記載

第3章 長期的な目標

- 1 目指すべき環境像
ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき
- 2 令和12（2030）年度の宮崎県の姿
「脱炭素社会構築に向けた取組をし続けている宮崎県」など6つの分野別に目指す姿を記載
- 3 温室効果ガスの削減目標
平成25年度比26%削減

4 施策展開において重要となる視点

- (1) 「SDGs」と「地域循環共生圏」
- (2) 国際的な課題への地域での取組～気候変動、プラスチックごみ～
- (3) グリーンリカバリー

第4章 分野別の施策の展開

第1節 脱炭素社会の構築

1 温室効果ガス排出削減

- (1) 家庭部門における排出削減対策の推進
- (2) 産業・業務部門における排出削減対策の推進
- (3) 運輸部門における排出削減対策の推進
- (4) 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

住宅、事業所の高効率化によるエネルギー収支ゼロ化、エネルギーマネジメントシステム導入による見える化を追加

2 再生可能エネルギー等の利用促進

- (1) 再生可能エネルギー等の導入促進
- (2) 持続可能な社会づくりのための体制の構築

再エネによるエネルギーの地産地消、景観と自然環境に配慮した導入、維持管理や廃棄に関する事項などを追加

3 二酸化炭素吸収源対策

- (1) 森林資源循環利用システムの確立等の推進
- (2) 都市の緑化による二酸化炭素の吸収の促進

国マニュアルに基づき森林吸収量の算定方法を変更。企業の森づくり活動、都市緑化による吸収を追加

4 気候変動影響への適応

- (1) 気候変動の影響による情報の収集・共有等
- (2) 農林水産業分野における適応策
- (3) 水環境・水資源分野における適応策
- (4) 自然生態系分野における適応策
- (5) 自然災害・沿岸域分野における適応策
- (6) 健康分野における適応策
- (7) 経済活動・県民生活分野における適応策

気候変動の将来予測、国の適応計画に応じた農林水産業などの適応策を追加

第2節 循環型社会の形成

1 4Rの推進

- (1) 4Rの普及啓発
- (2) 廃棄物の発生抑制・減量化の推進
- (3) リサイクル・再生資源化の推進
- (4) 地域資源の有効活用の促進
- (5) プラスチック資源循環に向けた取組

宮崎県4R推進協議会と連携した普及啓発活動の実施、プラスチック資源循環に向けた取組を追加

2 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の適正処理の推進
- (2) 不法投棄等の防止
- (3) 災害廃棄物の処理

産業廃棄物最終処分場の設置抑制の見直し、関係団体との連携強化、災害廃棄物処理に関する市町村間の連携推進について追加

3 食品ロスの削減

- (1) 食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進
- (2) 食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等
- (3) 食品関連事業者等の取組に対する支援
- (4) 食品ロス削減に関する情報の収集及び提供
- (5) 未利用食品を提供するための活動の支援等

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条の規定による「都道府県食品ロス削減推進計画」として追加

4 環境にやさしい製品の利用促進

- (1) 積極的な木材利用の推進
- (2) 県内の公共事業における木造・木質化の推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 環境にやさしい製品の需要拡大に対する支援

木造建築物の設計スキル等を有する技術者の育成推進を追加

第3節 地球環境、大気・水環境等の保全

1 地球環境、大気環境の保全

- (1) 大気汚染防止対策の推進
- (2) 有害大気汚染物質等の対策の推進
- (3) 騒音・振動・悪臭対策の推進
- (4) 地球環境の保全

微小粒子状物質(PM2.5)等について高濃度時に注意喚起等を発令することなどを追加

2 水環境の保全

- (1) 水質汚濁防止対策の推進
- (2) 生活排水対策の推進
- (3) 河川浄化等の県民活動の推進
- (4) 都城盆地硝酸性窒素削減対策の推進
- (5) 一ツ瀬川及び小丸川の濁水軽減等対策の推進
- (6) 土壌汚染対策の推進
- (7) 水系別の総合的な水環境保全のための連携

公共用水域の水質の環境基準が未達成の水質が確認された場合の原因調査や、原因者への指導に関する内容を追加

3 化学物質対策

- (1) 化学物質の環境調査の継続的实施
- (2) 事業者の監視・指導体制の強化
- (3) 化学物質に関する情報の把握と情報交換(リスクコミュニケーション)の推進

ダイオキシン類の監視やPRTR法に基づく特定化学物質の排出状況調査など、化学物質の状況把握を継続的に実施することについて記載

4 環境負荷の低減等

- (1) 環境影響評価
- (2) 公害健康被害対策

各主体に求められる役割の記述を追加

第4節 生物多様性の保全

1 生物多様性の確保

- (1) 野生生物の適切な保護管理
- (2) 重要地域の保全
- (3) 県土の区分に応じた生物多様性の保全
- (4) 生物多様性の主流化の推進

宮崎県版レッドリスト等の定期的な改定、外来種対策などについて追加

2 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり

- (1) 健全で多様な森林づくり
- (2) 適切な森林管理の推進
- (3) 資源循環型の森林づくりの推進

企業の森づくり、林業大学校などについて追加

3 自然豊かな水辺の保全と創出

- (1) 自然環境に配慮した河川づくりの推進
- (2) 自然環境に配慮した海岸づくりの推進
- (3) 水域の生物の保全
- (4) ため池・ダム貯水池の保全と適切な管理

河川愛護月間、沿岸資源のモニタリングによる状況把握、ため池の維持管理や景観保全活動について追加

4 自然とのふれあいや配慮

- (1) 自然とのふれあいの場や機会の確保
- (2) 自然環境教育・学習の充実
- (3) 自然とのふれあいの場の整備における自然環境への配慮
- (4) 自然とのふれあい活動における自然環境への配慮

ひなもり台において森林空間を活用したワーケーションへの対応や、自然公園施設・歩道の整備改修について追加

第5節 環境保全のために行動する人づくり

1 環境教育の推進

- (1) 家庭、学校、地域等における環境教育の推進
- (2) 環境教育に関する情報の提供
- (3) 環境教育を担う人材の養成・確保
- (4) 環境教育拠点の整備、機能充実
- (5) 森林環境教育の推進

持続可能な開発のための教育(ESD)について追加

2 環境保全活動の推進

- (1) 各主体が自発的に行う環境保全活動の支援
- (2) 多様な主体が相互に協力して行う協働取組の推進

多様な主体が環境保全活動に参加する機会を増やすことについて追加

第6節 環境と調和した地域・社会づくり

1 環境にやさしい地域・産業づくり

- (1) 魅力ある農山漁村等づくり
- (2) 健全な水循環の確保
- (3) 環境とともに歩む循環型農林水産業の推進
- (4) 本県の地域特性を活かした体験・交流型観光の推進
- (5) 環境ビジネスの創出・育成

環境ビジネスの創出・育成について追加

2 快適な生活空間の創出

- (1) うるおいとやすらぎある美しい景観・環境づくり
- (2) 本県の自然と一体となった歴史的・文化的資源の保存・活用
- (3) 環境と調和した生活空間づくり

美しい宮崎づくり推進条例について追加

第5章 重点プロジェクト

1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト

- (1) 省エネルギー・省資源の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大
- (3) 森林吸収量の維持
- (4) 環境保全を支える人材づくり

国が行う施策や、本県の恵まれた自然を活用した再生可能エネルギーの導入、森林吸収量の確保により、2050年の実質ゼロを目指すプロジェクト

2 「みやざき地域循環共生圏づくり」プロジェクト

- (1) 安全で快適な生活環境づくり
- (2) 地域に根ざした環境にやさしい産業づくり
- (3) 地域間の交流が活発な社会づくり

ライフスタイルや大量生産・大量消費型の社会を見直し、環境・経済・地域社会が調和し、県内の各地域が相互に補完し合い、高め合うプロジェクト

第6章 計画の推進

1 推進体制

環境審議会への進捗状況の報告

県民、団体、事業者、行政で構成する環境みやざき推進協議会との連携

2 進行管理

進捗状況は、環境白書にとりまとめ、ホームページなどにより公表

(2) 今後のスケジュール

令和2年12月 パブリックコメント

令和3年2月 宮崎県環境審議会（審議、答申）

2月定例県議会（議案上程）

2 第八次宮崎県森林・林業長期計画（素案）について

環境森林課

（1）概要

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本県を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため策定

第2節 計画の位置づけ

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に基づく森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策の内容を有する本県林政の基本方針

第3節 計画期間

令和3年度から12年度までの10か年計画。5年後を目途に見直し

第4節 策定方法

宮崎県森林審議会への諮問、パブリックコメント等による県民からの意見聴取

第2章 森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢

第1節 森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化

人口減少社会の到来、多発・激甚化する自然災害、森林経営管理法等の制定、木材の需要等の変化について記載

第2節 本県の森林・林業・木材産業の現状と課題

森林資源の適切な管理、森林整備の推進、木材需要の拡大、担い手の確保・育成等について記載

第3節 森林・林業・木材産業に期待される役割

林産物の供給や生活環境・生物多様性の保全、地域経済の活性化、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献等について記載

第3章 計画の目標と施策の基本方向

第1節 10年後の素材生産量と将来の森林資源

森林資源量予測シミュレーションについて記載

素材生産量 190万m³ 再造林面積 2,200ha（80%）

第2節 目指す姿と基本目標

持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立
～多様な森林づくりとイノベーションを通じて～

第3節 施策の基本方向と施策体系

- (1) 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり
- (2) 持続可能な林業・木材産業づくり
- (3) 森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり

第4章 基本計画

第1節 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり

1 適切な森林管理の推進

- (1) 森林計画制度に則した適正な森林の整備・保全
- (2) ICT等を活用した森林関連情報の整備
- (3) 齢級構成の平準化
- (4) 公的関与による森林管理
- (5) 多様で豊かな森林づくりの推進

森林経営管理制度の推進やICT等を活用した効率的で適切な森林管理を追加

2 資源循環型の森林づくりの推進

- (1) 適切な再生林の推進とコストの低減
- (2) 適切な間伐の推進
- (3) 優良な苗木の生産拡大
- (4) 効率的で災害に強い路網の整備
- (5) 野生鳥獣被害防止対策の推進
- (6) 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用

伐採と造林の一貫作業や機械化の推進などによる再生林の推進と造林コストの低減を追加

3 安全・安心な森林づくりの推進

- (1) 林地の保全と保安林の適切な管理
- (2) 山地災害の防止と復旧対策の推進
- (3) 風倒木・流木対策の推進
- (4) 林野火災防止対策の推進
- (5) 森林病虫害対策等の推進

風倒木・流木対策の推進を追加

第2節 持続可能な林業・木材産業づくり

1 効率的な林業経営と原木供給体制の確立

- (1) 施業集約等による効率的な林業経営の推進
- (2) 経営感覚に優れた林業事業体の育成
- (3) 持続可能な原木供給体制の確立
- (4) 効率的な機械化の推進

合法木材の流通など持続可能な原木供給体制の確立を追加

2 木材産業の競争力強化

- (1) 木材加工・流通ネットワークの構築
- (2) 高品質・効率的かつ大径材加工に対応した生産体制の構築
- (3) 木質バイオマス活用の推進
- (4) 新たな木材需要創出に向けた取組の推進

木材加工・流通ネットワークの構築を追加

3 県産材の需要拡大の推進

- (1) 消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進
- (2) リフォームなど住宅産業等との連携の促進
- (3) 公共建築物・非住宅・土木分野等への利用拡大
- (4) 県産材の輸出促進
- (5) 木づかい運動の推進

非住宅分野等への利用拡大や県産材製品の輸出拡大を追加

4 特用林産の振興

- (1) 特用林産物の生産振興
- (2) 特用林産物の消費・販路拡大
- (3) 新たな特用林産物の商品化

特用林産物の生産振興や消費・販路拡大を記載

5 研究・技術開発及び普及指導

- (1) 林業・木材加工試験研究と技術移転の推進
- (2) 異業種との連携促進による木材の新たな分野への利用推進
- (3) 地域に密着した普及指導の展開

ICT等を活用した森林管理方法や県産スギを用いた新たな研究・開発を記載
森林経営管理制度の推進に向けた市町村支援強化を追加

第3節 森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり

1 山村地域の振興・活性化

- (1) 定住環境の整備
- (2) 地域の森林の適切な保全管理
- (3) 森林資源の活用による就業機会の創出と所得確保
- (4) 都市と山村の交流促進

地域森林の適切な管理、森林空間を活用したワーケーションの取組を追加

2 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

- (1) 新規就業者の確保・育成
- (2) 林業・木材産業のリーダーの育成
- (3) 就労環境の改善
- (4) 林業労働安全衛生の確保

みやざき林業大学校を中心とした人材の確保・育成や林業労働安全衛生の確保を追加

3 森林を育み、支える人づくり

- (1) 多様な主体による森林づくり活動の促進
- (2) 森林環境教育の推進
- (3) 木育の推進

県民やボランティア団体等が行う森林づくり活動の支援や森林環境教育・木育の推進を記載

第5章 重点プロジェクト

重点1 林業イノベーションプロジェクト

- (1) 再生林の効率化・省力化
- (2) スマート林業の推進

重点2 木材産業サプライチェーン構築プロジェクト

- (1) 木材の生産・加工・流通改革
- (2) 新たな木材需要の開拓

重点3 担い手確保・育成プロジェクト

- (1) 多様な担い手の確保・育成

第6章 地域計画

- 1 中部地域
- 2 南那珂地域
- 3 北諸県地域
- 4 西諸県地域
- 5 児湯地域
- 6 東臼杵地域
- 7 西臼杵地域

第7章 計画の実現に向けて

- 1 役割分担
県民や森林所有者、行政等の役割分担の明確化、理解と協働による計画の実現
- 2 国有林との連携
本県の森林の約3割を占める国有林との様々な面での連携
- 3 計画の進行管理
毎年度、計画の実績と成果の把握、ホームページ等を活用した公表

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 令和2年12月 | 宮崎県森林審議会（計画案の審議）
パブリックコメント |
| 令和3年2月 | 宮崎県森林審議会（答申）
2月定例県議会（議案上程） |

3 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例について

環境森林課

みやざきの森林づくり推進室

(1) 改正の理由

県民税均等割の税率については、財政上その他の必要がある場合においては、標準税率を超える税率で課税することができることとされている。

本県においては、平成18年度より森林環境税として県民税均等割の超過課税を実施しているが、適用期間が平成32年度分（令和2年度分）までとなっている。

今後、森林環境の保全に関する施策に要する経費について財政需要が見込まれることから、適用期間を延長する必要がある。

(2) 改正の内容

適用期間の延長

① 個人県民税均等割の超過課税の適用期間を5年間延長する。

(現 行) 平成32年度までの年度

(改正案) 令和7年度までの年度

② 法人県民税均等割の超過課税の適用期間を5年間延長する。

(現 行) 平成33年3月31日までの間に開始する事業年度

(改正案) 令和8年3月31日までの間に開始する事業年度

(3) 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4 第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）の取組状況

環境管理課

（1）第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象地域及び流域
- 5 生活排水処理施設の種類及び生活排水処理率

第2章 生活排水対策の基本的な方向性

1 施設整備と県民啓発

施設整備 地域の実情に応じた生活排水処理施設の計画的な整備や適正な維持管理を促進する。

県民啓発 家庭で生活排水対策を実践するための様々な情報提供と県民の水環境への意識向上を図る。

2 連携

第3章 生活排水処理の状況

- 1 生活排水処理の状況
- 2 第2次計画（改訂計画）の目標達成状況

第4章 生活排水処理の目標

- 1 目標の設定
- 2 計画の目標
- 3 市町村ごとの処理計画
- 4 生活排水処理計画図

- 生活排水処理率：令和2年度までに83.0%
- 汚水処理人口普及率：令和2年度までに88.8%

第5章 生活排水処理施設の整備等

1 地域の特性に応じた生活排水処理施設整備の促進

2 処理施設ごとの施策

- (1) 公共下水道
- (2) 合併処理浄化槽

3 処理施設相互の連携

- (1) 市町村や事業の枠を越えた連携（施設の共同化・広域化）
- (2) 事業の枠を越えた連携（施設の重点的・一体的整備）
- (3) 農業集落排水施設と公共下水道の接続
- (4) 集合処理と個別処理の連携

4 施設の維持管理等の推進

5 処理施設に関する今後の検討課題

第6章 総合的な水環境保全のための連携及び啓発の推進

1 総合的な水環境保全のための連携について

- (1) 大淀川サミットとの連携
- (2) 清流ルネッサンスⅡとの連携
- (3) 水質汚濁防止連絡協議会との連携
- (4) 他の水環境保全に係る施策との連携

2 啓発の推進について

- (1) 県民啓発の基本的考え方
- (2) 啓発の推進

第7章 計画の進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 県民への情報提供

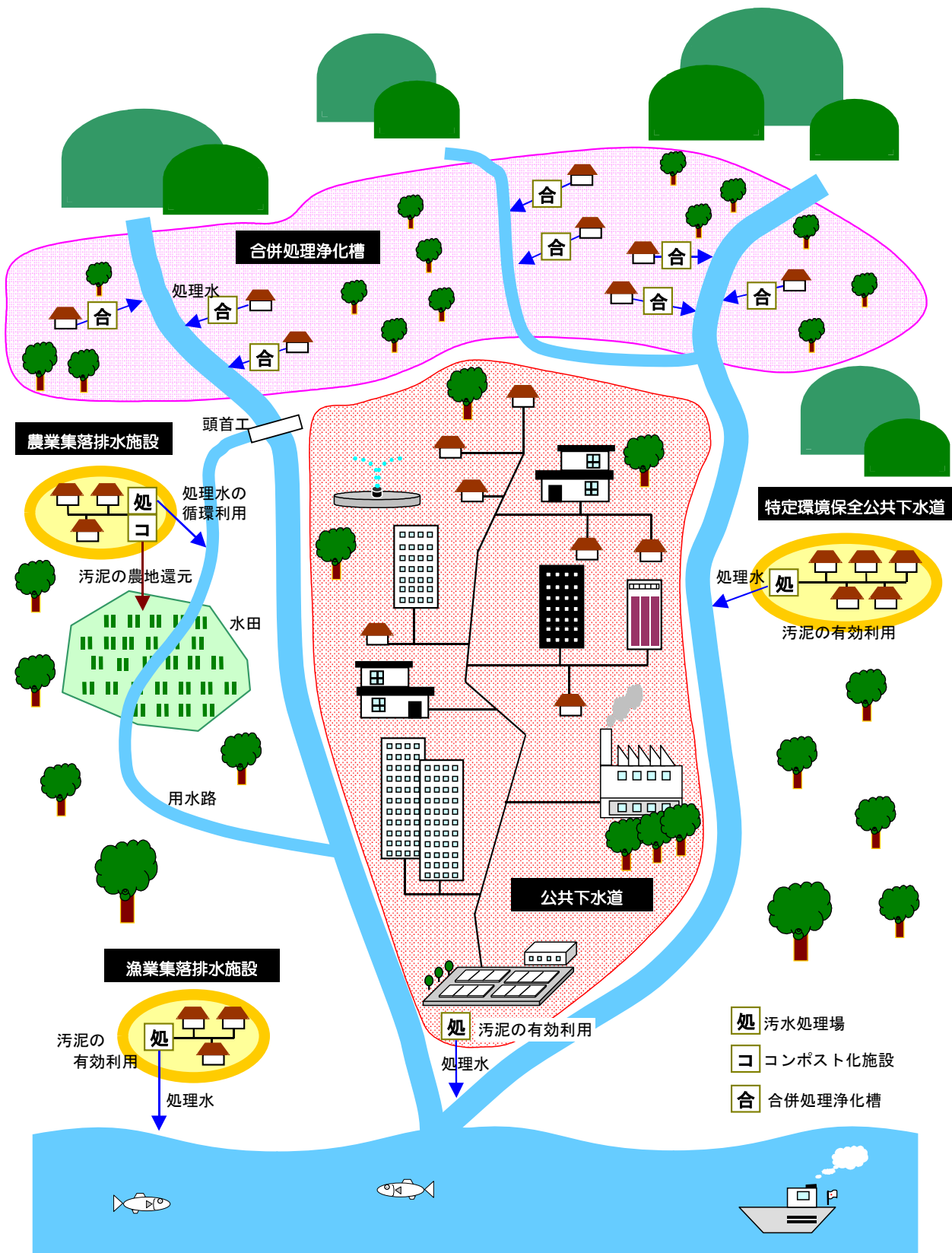


図1 生活排水処理施設の整備イメージ

(2) 第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画(2次改訂計画)の取組状況等

① 主な取組内容

ア 生活排水処理施設の整備

(ア) 生活排水処理施設の計画的な整備の促進

取組内容	取組成果
市町村の公共下水道整備に対する県費助成	助成市町村：9市町 (H27～28年度)
早期整備を考慮した公共下水道から浄化槽への整備区域の変更	変更市町村：2市町 (H28～29年度)
コスト縮減等を考慮した農業集落排水施設と公共下水道の接続	接続地区(事業中含む)：9地区 (H27～R1年度)

(イ) 単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換の促進

取組内容	取組成果
合併処理浄化槽設置に対する県費助成	助成市町村：25市町村 (H27～R1年度)
転換に伴う単独処理浄化槽撤去に係る県費助成	助成市町村：13市町村 (H27～R1年度)
転換に伴う宅内配管工事費用の県費助成	助成見込み市町村：10市町村 (R2年度創設)
個別訪問や広報誌掲載等による情報提供及び啓発	○浄化槽適正管理推進月間におけるチラシ配布：36,350枚 (R1年度) ○個別訪問：49戸 (R1年度。三股町) 20戸 (R1年度。日向市) ○テレビ、ラジオ、ホームページ「みやざきの環境」での情報提供

(ウ) 各処理施設の適正な維持管理の促進

取組内容	取組成果
個別訪問や広報誌掲載等による情報提供及び啓発	○浄化槽適正管理推進月間におけるチラシ配布：36,350枚 (R1年度) ○個別訪問：49戸 (R1年度。三股町) 20戸 (R1年度。日向市) ○テレビ、ラジオ、ホームページ「みやざきの環境」での情報提供
浄化槽法定検査未受検者に対するハガキ送付による受検指導	啓発ハガキ発送：36,517枚 (R1年度)
浄化槽設置者が法定検査を受けやすくするための維持管理に係る一括契約等の推進	一括契約等件数：14,625件 (R2.3月末現在)

(エ) 各家庭から集合処理施設へのつなぎ込みの促進

取組状況	取組成果
個別訪問や広報誌掲載等による情報提供及び啓発	下水道の日に合わせたPR活動：17市町村 (H27～R1年度)
市町村に対するつなぎ込み促進指導・助言	ヒアリング対象市町村：17市町村 (H27～R1年度)

イ 県民啓発

(ア) 県民に対する適切な情報の提供

取組状況	取組成果
環境イベント等においてチラシや生活排水対策グッズの配布	○チラシ等配布：3,820セット（R1年度） ○イベント回数：24回（R1年度）
個別訪問や広報誌掲載等による情報提供及び啓発	テレビ、ラジオ、ホームページ「みやぎの環境」での情報提供

(イ) 市町村をはじめ、関係機関と連携した効果的な啓発の促進

取組状況	取組成果
大淀川サミット、清流ルネッサンスⅡ、水質汚濁防止対策連絡協議会との連携	○大淀川サミット実行委員会（12機関で構成。大淀川の浄化と河川環境の保全に関する活動）：2回（R1年度） ○清流ルネッサンスⅡ（24機関で構成。大淀川上流域の水質改善のための取組）：作業部会（R1年度） ○水質汚濁防止対策連絡協議会（大淀川・川内川・小丸川・五ヶ瀬川。各水系の水質汚濁防止対策の推進）：委員会・幹事会（R1年度）

(ウ) 地域団体・民間団体によるきめ細かい活動の促進

取組状況	取組成果
NPO法人と連携したイベント等の実施	○啓発イベント実施回数：1回（R1年度） ○パネル展実施回数：4回（R1年度）
家庭での生活排水対策の実践活動の支援	○対象地区：3地区（H27～29年度） ○水質検査：活動前後2回（H27～29年度）

(エ) 環境学習の推進

取組状況	取組成果
水辺環境調査及び水辺の学習の実施	○水辺環境調査参加者数：1,430人（R1年度） ○水辺の学習実施校数：21校（R1年度）
NPO法人と連携した水辺環境調査の普及活動	○啓発イベント実施回数：1回（R1年度） ○パネル展実施回数：4回（R1年度）

② 目標達成状況（見込み）及び評価等

現行計画では、汚水処理人口普及率^{※1}を令和2年度までに88.8%（平成25年度：81.6%）へ引き上げ、公共下水道や農業集落排水施設等の整備地域における接続率の向上を図ることなどにより、令和2年度における生活排水処理率^{※2}を83.0%（平成25年度：74.7%）に引き上げることを目標として定め、また、市町村の目標も示している。

- ※1 汚水処理人口普及率：住民基本台帳人口に対して、生活排水処理施設（公共下水道、浄化槽等）が整備された人口の割合
 ※2 生活排水処理率：住民基本台帳人口に対して、生活排水が生活排水処理施設（公共下水道、浄化槽等）によって処理されている人口の割合

ア 県全体

汚水処理人口普及率については、図2のとおり、目標の達成はやや困難な状況にあるものの、概ね計画どおりに施設の整備が進捗している。

生活排水処理率については、整備された施設への接続率の向上が図られ、図3のとおり、目標を達成する見込みであり、概ね計画どおりに進捗している。

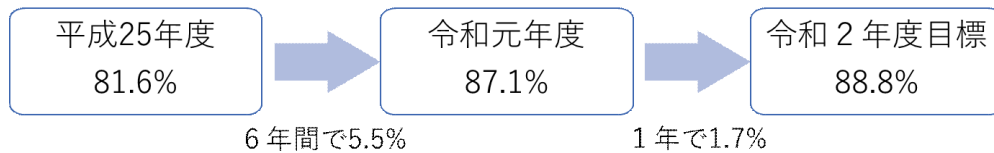


図2 汚水処理人口普及率の目標達成見込み

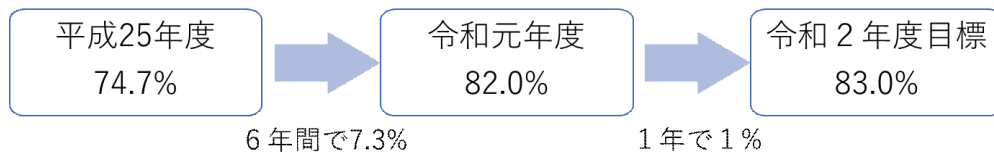


図3 生活排水処理率の目標達成見込み

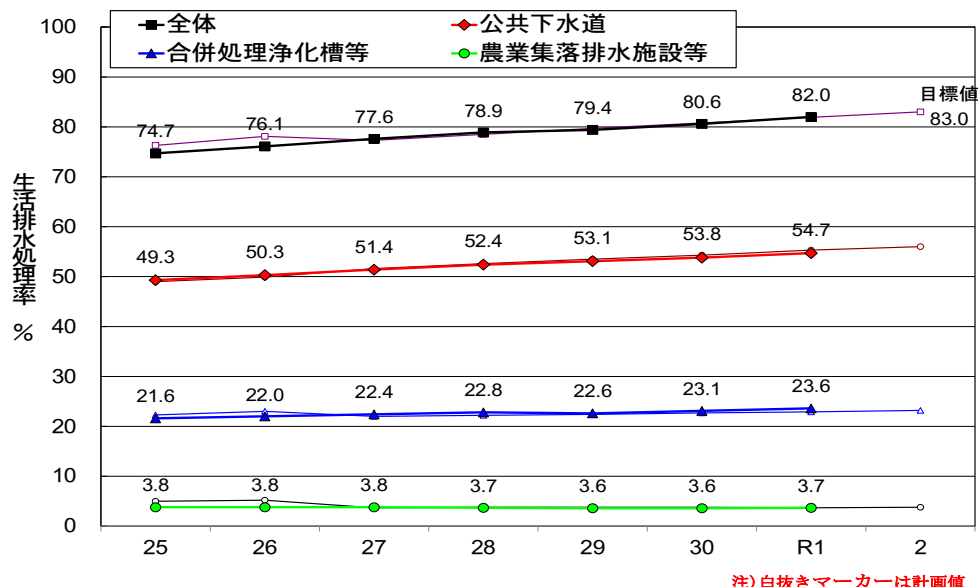


図4 処理形態別生活排水処理率の推移

イ 市町村別

市町村別の生活排水処理率については、表1のとおり、既に目標を達成している市町村がある一方、達成の見込みが厳しい市町村が見受けられる。

表1 市町村別生活排水処理人口と処理率

	平成25年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(目標)
宮崎市	360,521 (89.1)	374,825 (93.4)	373,102 (94.1)
都城市	110,132 (65.0)	125,382 (76.7)	126,950 (78.7)
延岡市	110,309 (85.0)	109,955 (90.6)	106,612 (88.3)
日南市	31,407 (55.3)	30,900 (59.1)	34,680 (67.8)
小林市	25,958 (53.8)	31,287 (69.7)	29,210 (66.1)
日向市	50,075 (79.0)	49,023 (80.5)	48,126 (79.7)
串間市	9,078 (44.8)	11,219 (62.5)	11,594 (66.7)
西都市	22,105 (68.5)	23,077 (77.5)	22,614 (77.2)
えびの市	11,641 (55.2)	12,779 (67.4)	13,041 (69.8)
三股町	17,290 (66.9)	19,142 (73.5)	19,070 (78.0)
高原町	5,009 (49.5)	5,323 (57.9)	5,030 (58.0)
国富町	11,113 (54.1)	12,556 (65.2)	12,440 (65.5)
綾町	4,850 (63.3)	5,458 (75.4)	4,683 (70.3)
高鍋町	10,708 (50.3)	11,808 (58.4)	12,201 (59.8)
新富町	11,122 (60.9)	11,715 (68.0)	12,426 (73.3)
西米良村	913 (75.1)	893 (81.0)	833 (82.1)
木城町	4,288 (79.7)	4,377 (85.6)	3,760 (80.2)
川南町	9,046 (54.1)	9,105 (58.5)	10,221 (63.9)
都農町	5,244 (47.5)	5,495 (52.2)	6,354 (64.0)
門川町	11,880 (62.8)	13,531 (75.5)	12,788 (72.1)
諸塚村	1,834 (96.7)	1,494 (93.8)	1,487 (97.7)
椎葉村	2,450 (79.8)	2,363 (87.4)	2,196 (87.3)
美郷町	5,466 (88.2)	4,901 (94.1)	4,483 (89.0)
高千穂町	10,263 (77.3)	10,670 (89.4)	10,586 (89.4)
日之影町	2,817 (63.6)	2,798 (71.4)	2,662 (76.2)
五ヶ瀬町	3,038 (72.8)	2,738 (74.3)	3,098 (81.9)
宮崎県合計	848,557 (74.7)	892,814 (82.0)	890,247 (83.0)

ウ 評価等

県全体としては、概ね順調に推移しているものの、市町村別では取組にばらつきが見られる。

今後とも生活排水処理率の更なる向上のため、現行計画における取組を継続するとともに、社会構造の変化や施設老朽化等の現状を踏まえ、整備効果を将来にわたり維持していくため、持続可能で効果的な施設の運営管理に対する取組も必要となる。

また、市町村の効果的で計画的な生活排水処理施設の整備について、指導・助言を今後ともきめ細かに行っていく必要がある。

5 第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の骨子について

環境管理課

(1) 計画骨子の新旧比較

【現行】第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）	
第1章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨
2	計画の性格・位置づけ
3	計画の期間
4	計画の対象地域及び流域
5	生活排水処理施設の種類及び生活排水処理率
	(1) 生活排水処理施設の種類
	(2) 生活排水処理率
第2章 生活排水対策の基本的な方向性	
1	施設整備と県民啓発
2	連携
第3章 生活排水処理の状況	
1	生活排水処理の状況
2	第2次計画（改訂計画）の目標達成状況
第4章 生活排水処理の目標	
1	目標の設定
2	計画の目標
3	市町村ごとの処理計画
4	生活排水処理計画図
第5章 生活排水処理施設の整備等	
1	地域の特性に応じた生活排水処理施設整備の促進
2	処理施設ごとの施策
	(1) 公共下水道
	(2) 合併処理浄化槽
3	処理施設相互の連携
	(1) 市町村や事業の枠を越えた連携(施設の共同化・広域化)
	(2) 事業の枠を越えた連携(施設の重点的・一体的整備)
	(3) 農業集落排水施設と公共下水道の接続
	(4) 集合処理と個別処理の連携
4	施設の維持管理等の推進
5	処理施設に関する今後の検討課題
第6章 総合的な水環境保全のための連携及び啓発の推進	
1	総合的な水環境保全のための連携について
	(1) 大淀川サミットとの連携
	(2) 清流ルネッサンスⅡとの連携
	(3) 水質汚濁防止連絡協議会との連携
	(4) 他の水環境保全に係る施策との連携
2	啓発の推進について
	(1) 県民啓発の基本的考え方
	(2) 啓発の推進
第7章 計画の進行管理	
1	計画の推進体制
	(1) 生活排水対策推進管理のための体制づくり
	(2) 計画の進行管理
2	県民への情報提供

【新】第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象地域及び流域
- 5 生活排水処理施設の種類及び生活排水処理率
 - (1) 生活排水処理施設の種類
 - (2) 生活排水処理率

第2章 生活排水対策の基本的な方向性

- 1 生活排水対策の方向性
- 2 水環境保全に向けた連携

第3章 生活排水処理の現状と課題

- 1 生活排水処理の現状
 - (1) 生活排水処理の現状
 - (2) 第2次計画（2次改訂計画）の目標達成状況
- 2 生活排水処理の課題
 - (1) 公共用水域の水質について
 - (2) 生活排水処理率（汚水処理人口普及率）について
 - (3) 生活排水処理施設の維持管理について
 - (4) 下水汚泥処理について

第4章 生活排水処理の目標

- 1 目標の設定
- 2 計画の目標
 - (1) 生活排水処理施設の早期整備
 - (2) 持続可能で効果的な運営管理
- 3 市町村ごとの処理計画
- 4 生活排水処理計画図

第5章 生活排水対策の推進

- 1 生活排水処理施設の早期整備
 - (1) 生活排水処理施設の計画的な整備の促進及び整備手法の見直し
 - (2) 生活排水処理施設の重点的かつ一体的な整備
 - (3) 低コスト整備手法の導入による早期整備
 - (4) くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
 - (5) 各家庭から集合処理施設へのつなぎ込み促進
- 2 持続可能で効果的な運営管理
 - (1) 長寿命化の促進及び計画的な改築更新
 - (2) 施設の「広域化・共同化」
 - (3) 耐震化の促進
 - (4) 浄化槽の適正な維持管理の促進
 - (5) 下水道汚泥の有効利用
 - (6) 官民連携手法の導入
- 3 県民啓発
 - (1) 県民啓発の基本的考え方
 - (2) 啓発の推進
- 4 総合的な水環境保全のための連携
 - (1) 大淀川サミットとの連携
 - (2) 清流ルネッサンスⅡとの連携
 - (3) 水質汚濁防止連絡協議会との連携
 - (4) 他の水環境保全に係る施策との連携

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
 - (1) 生活排水対策推進管理のための体制づくり
 - (2) 計画の進行管理
- 2 県民への情報提供

新計画の視点・ポイント

※下線：新規又は拡充

生活排水対策の方向性として、
3つの柱を設定
○生活排水処理施設の早期整備
○持続可能で効果的な運営管理
○県民啓発

現状のほか、課題を記載

施設早期整備と長期運営管理の2
本立てで目標を設定

「生活排水対策の推進」として章
を統合し、「対策の方向性の3つ
の柱」及び全てに関連する「連
携」の4項目における具体的な取
組内容を記載

(2) 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月	計画素案の作成 パブリックコメントの実施
令和3年1月	環境農林水産常任委員会（計画素案の報告）
2月	環境審議会（計画案の審議・答申）
3月	環境農林水産常任委員会（計画の報告）